



消費税増税に関して

日本共産党
松田 由雄

増税で市財政への影響は

問 消費税が4月から3%上げれば、国民の負担は約8兆円増え、国民の暮らしも日本経済も破綻に直面することは明らかである。ところが、庶民への負担軽減や社会保障充実など、国民の暮らしを応援する中身はほとんどない。復興財源は、国民には25年の特別所得税の負担を押し付け、法人には、たった3年間の復興特別法人税を前倒し廃止では道理がない。しかも法人税の実効税率も5%引き下げており、負担が増えなかったのが実態である。以上の点を踏まえ質問する。市財政への影響を伺う。

市長 消費税増税に係る国の方針としては、入札等における請け差分を当該事業費の上昇分に充当するということが可能とされているので、その点からいけば、一応理屈の上では、消費税増税による震災復興事業への影響はないと見込んでいます。

問 投資的経費や物件費に係る消費税の増税分はどのぐらいか、主

な項目は何か伺う。

市長 投資的経費では3億5200万円程度で、市道沿線盛土等の事業で1億7000万円余り、公共土木災害復興事業で7200万円ほど、千年希望の丘整備事業で3300万円ほどです。物件費では7100万円程度で賃金とか委託料です。このほか維持修繕費では450万円程度の増が発生するものと見込んでいます。

問 上下水道などは、仕入れに掛かった消費税分を引いた残りの消費税課税分を税務署に納税する義務があるが、一般会計については、消費税法第60条で課税免除されており、あえて公共料金に転嫁すべきではないと考えるがどうか。

市長 上下水道等に限って転嫁せざるを得ないということですが、27年10月を目途として公共施設等の在り方とか、市民の暮らしの実態をよく見極め、使用料金の在り方の見直しの中で、併せて検討していきたいと考えます。

問 国から交付される地方消費税交付金が前年度比で12・5%の増

工事に着手し、10月ごろから入居が可能となればありがたいし、平成27年3月には全員の入居が完了できるように進めていきます。

問 平成23年9月に「岩沼市震災復興計画マスタープラン」を策定、復旧復興に取り組んできた。そして、26年度から35年度までの市の取り組みの方向性を示す「いわぬま未来構想」を発表、具現化に向け進めようとしている。震災復興事業を進める上において、自己負担、市負担があるようだが、今後の見通しはどうか。

市長 東日本大震災に係る災害復旧事業及び震災復興事業は、被災自治体の財政負担の軽減を図るため、追加的な国庫補助及び東日本大震災復興交付金が交付され、また、震災復興特別交付税によって地方負担を解消するということが

額であり、転嫁するかどうかは、自治体の裁量という法的根拠もあると思うがいかがか。

市長 国が決めたことについて、しかも一部では社会保障財源との話もあり、大変なことですが、まず必要な部分については転嫁せざるを得ないと思います。暮らし

基本となっています。ただし、採択基準の対象外となる部分への対応については、地方負担部分への被災による対応が求められます。

◎その他の一般質問
・財政問題



災害公営住宅の完成イメージ（蒲崎、新浜地区）

のセーフティネット等については十分対応できるよう努力をしていかなければならないと思います。

◎その他の一般質問

- ・市長の政治姿勢
- ・女川原発の再稼働
- ・空き家対策

会

派

代

表

質

問